

第3節 追加・再発認定請求の手続

第1　追加認定請求の手続

認定請求を行った後に、

- 1 本来診断されているべき傷病名が、当初の診断書に記載されていなかったとき
 - 2 既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生したとき
- など、当初の災害と同一の事由に起因する傷病名が追加して診断された場合には、追加認定請求を行う必要があります。この場合の請求は、公務又は通勤災害認定請求書（左上に追加認定と朱書きすること。）に、診断書（その傷病と当初の災害との関係について担当医師の意見を付記してあるものが望ましい。）及び当初の災害から追加診断がなされるまでの経緯等を説明する資料（「症状経過書」等）を添付して行います（記載例はP. 94～95）。

第2　再発認定請求の手続

再発とは、公務又は通勤により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、

- 1 私的な原因もなく自然的経過により、再び症状が出現したり悪化し、再び療養を必要とするに至ったとき
 - 2 もはや医療効果が期待できないため、治ゆとした後に、医学水準の進歩等により医療効果が期待されるようになり、再び療養を必要とするに至ったとき
- をいいます。

この場合、再発認定請求を行う必要があります。

なお、傷病の治ゆ後に、別の災害を受けた場合あるいは治ゆ判断に瑕疵があり、実際には、いまだ治ゆしていない場合は、ここにいう再発には当たりません。また、初発傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名である必要はなく、初発傷病と相当因果関係をもって生じた傷病であることが、医学的に認められれば再発として取り扱うこととなります。

再発の例としては、脊髄損傷患者における尿路感染症等がこれに当たります。便宜上再発として取り扱う例として骨折に対し髓内釘による骨接合術を施し、治ゆ後にその装着金属を抜去する場合があります。

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書に診断書及び次に掲げる資料等を添付して行います（左上に再発と朱書きし、災害発生の日時記載欄は、初発傷病発生年月日を記入し、その下に再発傷病発生年月日を併記すること。記載例はP. 96～98）。

- ① 初発傷病発生の日時、場所及びその状況並びにその傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料（初発「認定請求書」の写し）
- ② 初発傷病の治ゆ年月日及び治ゆ時の状況に関する資料（「治ゆ報告書」の写し）
- ③ 再発傷病発生の日時及び場所、その傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料（認定請求書に記載）
- ④ 初発傷病の治ゆから再発傷病の発生までの間の経過及び再発時の状況に関する資料（症状経過

書)

- ⑤ 担当医師等の所見、定期健康診断の記録等（診断書等）
- ⑥ 事実証明書
再発の報告を受けた所属等の事実証明
- ⑦ 初発傷病の認定通知書の写し